

別表六の二(二十一)

「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 事 年	結 業 度	法人名			
雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「1」の合計)	1	円		個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十三)「16」の合計)	15	円	
比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(28)の合計)	2			雇用者給与等支給増加額 (3)-(15) (マイナスの場合は0)	16		
調整前雇用者給与等支給増加額 (1)-(2)	3			法人 税 額 控 除 限 度	税 額 控 除 率 (14) ≥ 20% 又は (11) = (13) > 0 の場合 $(16) \times \frac{20}{100}$	17	
継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(33)の①の合計)	4						
継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の(33)の②)又は(33)の③の合計)	5				同 上 以 外 の 場 合	18	
継続雇用者給与等支給増加額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6						
継続雇用者給与等支給増加割合 (6) ÷ (5) × 100 (5) = 0 の場合は0	7			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「24」欄</p> <p>給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第68条の15の6第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10609」</p> <p>③ 「適用額」欄：「24」欄の金額</p> </div>			
国内設備投資額 (各連結当期償却費) (各連結当期償却費総額) (9)					除	(別表一の二「21」)	20
教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(38)の合計)	11			の	当 期 税 額 基 準 額 $(20) \times \frac{20}{100}$	21	
比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(43)の合計)	12			計	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (19)と(21)のうち少ない金額)	22	
教育訓練費増加額 (11)-(12) (マイナスの場合は0)	13			算	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の②)	23	
教育訓練費増加割合 (13) ÷ (12) (12) = 0 の場合は0	14			額	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (22)-(23)	24	
各連結法人の比較雇用者給与等支給額の計算							
前連結事業年度又は前事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 (25)の前連結事業年度 又は前事業年度の月数		比較雇用者給与等支給額 (26) × (27)			
25	26	27		28			
円	円	円		円		円	
各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算							
		継続雇用者給与等支給額の計 適用年度	継続雇用者比較給与等支給額の計 前連結事業年度等	継続雇用者比較給与等支給額の計 前一年連結事業年度等特定期間			
		①	②	③			
連結事業年度等又は事業年度等	29	:		:			
雇用者給与等支給額	30	別表六の二(二十一)付表「1」	円	(26)	円	円	
同上のうち継続雇用者に係る金額	31						
適用年度の月数 (29)の③の月数	32						
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (31)又は(31) × (32)	33	円		円		円	
各連結法人の当期償却費総額等の計算							
国内設備投資額	34	円		剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他(35)以外の金額	36	円	
損益計算書に計上された減価償却費の額	35			当期償却費総額 (35) + (36)	37		
各連結法人の比較教育訓練費の額等の計算							
教育訓練費の額		38		円			
連結事業年度又は事業年度	教育訓練費の額	適用年度の月数 (39)の連結事業年度 又は事業年度の月数		改定教育訓練費の額 (40) × (41)			
39	40	41		42			
円	円	円		円		円	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(注) 本別表は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日前に開始した連結事業年度である場合が対象となります。</p> <p>連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合については、P34をご参照ください。</p> </div>							
計							
比較教育訓練費の額	43	(42の計) ÷ (調整対象年度数)					

別表六の二(二十一) 令三・四・一以後終了連結事業年度分